

ながさき建設産業助成事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人長崎県建設技術研究センター（以下「センター」という。）が、次条に掲げる目的を達成するため、第3条に規定する活動に助成金を支給する「ながさき建設産業助成事業」（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものとして、長崎県民の安全安心な暮らしや地域社会の健全な発展のために必要不可欠な建設分野における新技術、新工法の研究活動や広報活動ならびに社会資本整備を担う人材の育成に寄与する活動の支援を目的とする。

(対象)

第3条 本事業が支援する活動は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建設技術の発展に資する新技術・新工法の研究活動
- 二 行政からの支援要請を受けて行う新技術・新工法の研究活動
- 三 新技術・新工法・新製品の広報活動
- 四 社会資本整備を担う人材を育成する教育機関等の活動

(助成対象者)

第4条 本事業の助成金の支給を受けることができる者は、原則として、長崎県内に本店または主たる営業所を有する企業及び団体ならびに県内の教育機関等とする。

(助成の条件)

第5条 センターは、第3条に規定する各号の活動について、単年度かつ「ながさき建設産業助成事業助成金一覧表」（別表1）の金額を上限として、助成金を支給することができる。ただし、センターが必要と認めた場合は、この限りでない。

2 助成金の使途は、研究又は活動に必要な経費として「ながさき建設産業助成事業費目一覧表」（別表2）に示すものを原則とする。

(支給の申請及び決定)

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「ながさき建設産業助成事業助成金支給申請書」（様式第1号）及び添付書類（様式第1-1号、様式第1-2号、様式第2号）をセンターが定める期日までに、センターに提出しなけ

ればならない。

2 第4条に定める1つの企業及び団体ならびに教育機関等が単年度に申請できる件数は、第3条の各号に掲げる活動に対し1件ずつとする。

3 センターは、第1項の申請があったときは、書面の審査等を行うほか、別に定める「ながさき建設産業助成事業審査委員会」の審議を経て、助成金を支給すべきものと認めるときは、予算の範囲内において支給の決定をする。

4 センターは、助成金の適正な執行を図るため、必要な条件を付することができる。

5 センターは、前二項の決定を「ながさき建設産業助成事業支給確定通知書」（様式第3号）により、申請者に通知する。

(助成金の支給方法)

第7条 この助成金は、精算払により支給するものとする。ただし、教育機関等については概算払とすることができる。

2 概算払を希望する教育機関等は、当該活動開始の前に「ながさき建設産業助成事業助成金請求書」（様式第4号）を提出するものとする。

(変更)

第8条 第6条により助成が決定した申請者（以下「助成事業者」という。）は、支給の決定の通知を受けた後、活動の内容について変更が生じるときは、センターと協議しなければならない。

(実施報告)

第9条 助成事業者は、支給の決定を受けた年度の活動について、センターが定める期日までに、「ながさき建設産業助成事業活動実施報告書」（様式第5号）及び添付書類（様式第5-1号、様式第5-2号）をセンターに提出しなければならない。

(助成金の取消し)

第10条 センターは、次の各号に該当する事項が生じていると認められた場合には、既に決定した助成の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が助成金を他の用途へ使用したとき。
- 二 助成事業者が支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 三 助成事業者が活動を実施しなかったとき。

2 前項に該当する場合に、既に助成金の支給がなされているときは、助成事業者は取り消された助成金に相当する金額をセンターに返還しなければならない。

3 前条の規定は、第1項の規定による取消しがあった場合について準用する。

(助成金の額の確定及び支給等)

第 11 条 センターは、第 9 条の報告を受けたときは、その実績が支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、支給すべき助成金の額を確定する。

2 概算払の助成事業者は、既払金が前項の規定により確定した金額を超える場合、差額をセンターに返還しなければならない。

3 センターは、前二項に係る金額を「ながさき建設産業助成事業精算通知書」(様式第 6 号)により、助成事業者に通知する。

4 精算払の助成事業者は、前項の通知を受け、センターに「ながさき建設産業助成事業助成金請求書」(様式第 4 号)を提出するものとする。

(完了報告)

第 12 条 助成事業者は、当該活動が完了したときは、「ながさき建設産業助成事業完了報告書」(様式第 7 号)及び添付書類(様式第 7-1 号)をセンターに提出しなければならない。

(公開)

第 13 条 センターは、本事業の公益性や透明性を確保するために、助成事業者が実施した活動の概要をセンターのホームページで公開する。なお、センターは、成果発表の機会を適宜設けるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この要領は、令和4年3月 1日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年4月17日から施行する。

(別表1) ながさき建設産業助成事業 助成金一覧表

助成の対象		助成金の 年間上限額	助成期間	備考 (条件付与)
第3条一号	建設技術の発展に資する新技術・新工法の研究活動	100万円	最長2年	
第3条二号	行政からの支援要請を受けて行う新技術・新工法の研究活動	100万円	最長2年	
第3条三号	新技術・新工法・新製品の広報活動	20万円	最長2年	自社開発の技術・広報・製品に限る
第3条四号	社会資本整備を担う人材を育成する教育機関等の活動	20万円	最長5年	

(別表2) ながさき建設産業助成事業 助成費目一覧表

助成対象経費	
経費 区分	内容
賃金	研究活動・広報活動を実施する上で必要となる補助作業員（助成を申請した事業者は除く）に対する賃金
旅費	研究活動・広報活動・教育機関が行う人材育成活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費（当センターで実施する成果発表を除く）
需用費	研究活動・広報活動・教育機関が行う人材育成活動を実施する上で必要となる物品購入費や研究活動に係る資料の印刷費（但し、研究活動については原則1点5万円以内）
役務費	研究活動・広報活動・教育機関が行う人材育成活動を実施する上で必要となる通信費、資料・機材等の運搬費及び文献・文書等の開示請求費用
賃借料	研究活動・広報活動・教育機関が行う人材育成活動を実施する上で必要となる機材、車両、会場等の使用料
諸謝金	研究活動・教育機関が行う人材育成活動を実施する上で必要となる第三者からの助言、協力に対する謝礼